

カンボジアにおける人身取引のための 偽装国際養子縁組問題 ——チャイルド・ロンダリング防止法制を中心に——

四 本 健 二

はじめに

グローバル化の進展は、商品、資本、そして人が国境を越えて大量に移動する現象を加速させている。そして各国間、各国内における不均等な経済的、社会的発展は、富の偏在を拡大させ、それとともに人さえも商品化されるという問題が発展途上国のみならず先進国をも巻き込んで浮上している。

こうしたグローバル化の最悪の副産物のひとつである国境を越えた人身取引は、その規模が拡大するのみならず、その目的や態様も多様化、巧妙化している。本稿で論じようとする国際養子縁組を利用した人身取引は、巧妙な手口によって不正に資金を移動させる資金洗浄、いわゆるマネー・ロンダリングになぞらえて、チャイルド・ロンダリングとも呼ばれる悪質な越境組織犯罪である。

ところでカンボジアは、1990年代初頭に内戦を終結させて平和を回復し、社会主義からの体制移行もほぼ同時に実現して同国を戦場から市場へと急速に変貌させ、貿易、外国からの投資と援助、人の往来は飛躍的に増大した。この急激な経済の拡大と社会の変化は、それらを底支えする法整備のたち遅れとも相まって投機的市場経済化を招き、物価の高騰、公務員の汚職、そして周辺諸国をも巻き込んだ人身取引の深刻化を引き起こしている。

本稿は、急速なグローバル化にさらされているカンボジアにおける人身取引問題を概観し(第1章)、政府による人身取引取締法制の整備を検討(第2章)した上で、近年急速に整備されつつある国際養子縁組法制をチャイルド・ロンダリングの防止という観点から検討することを目的とする。

第1章 カンボジアにおける人身取引問題

第1節 人身取引の国際的展開

国連薬物犯罪事務所 (UNODC) が 2014 年に公表した『人身取引報告書』¹⁾によれば、同事務所が認知した人身取引事案は、2010 年から 2012 年の間だけでも 124 か国にわたり、被害者の国籍も 152 か国に上る²⁾。人身取引の被害者のうち、UNODC が統計を取り始めてから一貫して増加しているのは、子どもの占める割合で、被害者全体のほぼ 3 分の 1 を占めるにいたっている。また性別の内訳は、女兒が 3 分の 2、男児が 3 分の 1 を占めている。地域的には、中東・アフリカでは被害者に占める子どもの割合が高い反面、ヨーロッパとアジアにおける被害者は、成人とりわけ成人女性が高い割合を占めている³⁾。さらに、人身取引の目的別割合は、性的搾取が全体の 53%、強制労働が 40%、その他の目的が 7% を占め、このうちで強制労働目的の人身取引が増加傾向にある⁴⁾。

各国の捜査当局から寄せられた情報に基づく人身取引被害者の最終引き渡し国への移送ルートは、少なくとも 510 に上り、人身取引発生国の国内、同一地域内周辺諸国への違法越境移送のほか、主に東アジア、南アジア、アフリカのサブ・サハラ地域から経済的に裕福な中東や西ヨーロッパ、北米地域に繋がっている⁵⁾。このことは、人身取引が経済的格差を背景に、すでにグローバル化していることを示しているといえよう。

こうした人身取引を禁止する国際社会の取り組みは、1949 年に締結された「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」(人身取引禁止条約) にその淵源を求めることができる。しかし、当時は人身取引と売春を同義と捉えていたために、人身取引条約は、売春規制には有効性を発揮し、売春および売春斡旋を取締まるための国内法整備を促したものの、現在のように目的の多様化した人身取引には対応し切れていない。

1979 年に採択され、2016 年 3 月現在 189 か国が締約国となっている「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約) は、とりわけ第 6 条において「締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の

1) UNODC (2014), *Global Trafficking in Person Report*

2) *Ibid.* p.7

3) *Ibid.* p.10

4) *Ibid.* p.9

5) *Ibid.* p.7

売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む）をとる」ことを定め、売春廃絶運動を後押しすることになったものの、「あらゆる形態の女子の売買」すなわち人身取引の定義を明示しなかったこと、および締約国に課された「すべての適当な措置」が何であるか不明瞭だという批判もある⁶⁾。また、当時は売買の対象が女性であることが当然視されていたことから、成人男性と男児の人身取引規制が相対的に立ち後れる結果を招いた。

また、1989年に採択され、2016年3月現在196か国が締約国となっている「子どもの権利条約」は、人身取引について第35条において「締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる」ことを定める。さらに、父母から分離されない権利（第9条）、不法移送・不法不帰還の防止（第11条）、父母や監護権者等による虐待・放置・搾取等からの保護（第19条）、経済的搾取・有害労働からの保護（第32条）、性的な搾取・虐待からの保護（第34条）をおき、人身取引の温床となる環境や人身取引の結果生じる人権侵害から子どもを守る規定が盛り込まれ、子どもを経済的、社会的、性的搾取から保護する構成となっている。そして、こうした規定から漏れる恐れのある「他の形態の搾取」を防止するために、いわゆる「雨傘規定」ないし「落ち穂拾いの規定」として他の形態の搾取からの保護（第36条）が盛り込まれた⁷⁾。

さらに2000年に採択され、2016年3月現在186か国が締約国となっている「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」（国際組織犯罪防止条約）には、人身取引を国際組織犯罪と位置付け、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（パレルモ議定書）が定められた。このパレルモ議定書の最大の意義は、それまで国際法上曖昧であった人身取引の定義を定めたことにある。すなわち、第3条（a）は、人身取引を「搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺罔、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利

6) Gallagher, Anne T. (2010), *The International Law of Human Trafficking*, Cambridge UP, pp.64-65

7) 波多野里望（1994）『逐条解説児童の権利条約』、有斐閣、242頁参照

益の授受の手段を用いて人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は收受すること」と定義し、さらに搾取を「少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含む」とし、人身取引の成立を目的、行為、手段の3つの要素から整理した。また同条 (b) は、前項の搾取についての被害者の同意の有無を問わないことを定め、さらに同条 (c) は、18歳未満の児童については (a) のいずれの手段も用いられない場合であっても人身取引とみなすものとした。

女性への売春の強要と売春強要目的の人身取引の防止という問題意識から出発した国際的な人身取引取締は、女子差別撤廃条約と子どもの権利条約において人身取引の定義を曖昧にしたままではあったが、締約国への人身取引防止措置を講じることを求めた点で前進した。さらに、国際組織犯罪防止条約とパレルモ議定書によってようやく明確な定義を与えられ、規制されるべき手段、目的、行為が明確になったことで本格的な取締が可能になったといえよう。

第2節 営利的偽装養子縁組による人身取引

チャイルド・ロンダリングという忌まわしい概念は、アメリカの研究者デビッド・スモーリン (David M. Smolin) が、国際養子縁組制度が営利目的の人身取引に悪用されるのを告発するために編み出した造語である。スモーリンは、チャイルド・ロンダリングを「生みの親から違法に子どもを取り上げるために現行の国際養子縁組制度が悪用されることが、頻発している。すなわち、公的な養子縁組制度と養子縁組法制を使って、子どもが『合法的な』養子に『洗浄』されるのである。このことは、犯罪組織が合法的なビジネスを通じて違法な資金を洗浄するのと同様である」と説明する⁸⁾。そして、国際養子縁組制度が子どもの誘拐や取引の合法化に悪用されていると主張する。

スモーリンは、違法な手段を講じていかに合法的な国際養子縁組を成立させるかについて、以下のように6通りに手口を整理している。第1に、

8) Smolin, David M., (2005) *Child Laundering: How Intercountry Adoption System Legitimizes and Incentivizes the Practices of Buying, Trafficking, Kidnapping, and Stealing Children*, (<http://law.bepress.com/experso/eps/749>) p.115

国際養子縁組の送出国の有力者が首謀者として関与し、リクルーターを雇って、貧しい実父母に子どもを養子に出すように持ちかける。その際、実父母には将来にわたって子どもと連絡が取ることができ、先進国の養父母からは長く経済的援助が受けられ、子どもの近況を知らせる手紙も受け取ることができる、あるいは子どもが養子に行った国に移住できると言い含められる⁹⁾。こうした事案では、首謀者は養父母から高額な謝礼を受け取り、リクルーターや実父母、必要な書類を偽造した公務員への賄賂を支払っても十分な利益を得ることができる。しかも、この手口は、一般的に受入国の国際養子縁組斡旋団体は、違法行為に手を染めなくて済むであろう。この手法において、決定的な役割を果たすのは偽造書類の入手や手配に応じる公務員である。ときに共働きや兼業によって収入を確保しなければならぬ戸籍事務を扱う末端の公務員にとっては公文書の偽造は簡単で、比較的発覚のリスクと罪悪感の少ない腐敗行為であろう。第2に、ときには養子の受入国の市民が、直接リクルーターを雇い、送出国の公務員を買収し、違法行為に手を染めて上記の手口を実行することもあるが、受入国の当局による捜査の対象となるので比較的稀な手口である¹⁰⁾。第3に、養子の送出国のなかには、とりわけ貧しい人々のあいだで親権を放棄することなく、子どもに十分な食事と教育を与えて貰うために子どもを施設に預ける慣習がある。首謀者は、子どもの一時的なケアのため、あるいは教育を受けさせるためと偽って実父母に自発的に子どもを施設に預けさせ、子どもを「洗浄」して孤児に仕立てて国際養子縁組に出す。施設には家族の絆を断ち切ったり、子どもを養子に出したり、外国に送り出したりする権限はないから、実父母からすれば、これは誘拐以外のなにものでもない。孤児院が実父母を言いくるめて子どもをリクルーターに引き渡す役割を担うこともある。子どもに教育を受けさせ、より良い生活をさせるには養子縁組しかない、あるいは一時的なこととして子どもを両親から取り上げる。実父母は、養父母や子ども本人から近況を知らせる手紙を受け取り、経済的援助を受け、子どもが成長した暁には受入国に移住できると聞かされ、親子であることに変わりはないと信じ込まされる。この手口は、子どもが自身の出生について覚えていないほど幼ければ幼いほど好都合であ

9) *Ibid.* p.118

10) *Ibid.* p.119

る¹¹⁾。また、捨て子や一時的に実父母と生き別れになった子どもが営利目的の養子に出される事案もある。当局や孤児院が実父母をみつけるのに失敗した後、あるいは実父母を探す努力をしないで、施設への財政的な支援と引き替えに子どもを国際養子縁組斡旋団体に引き渡す手口である¹²⁾。この場合には、当局や孤児院には子どもの実父母をみつけるために、どの程度の努力義務があるか、という問題が残る。第4に、道端や学校、住宅から子どもを誘拐して国際養子縁組斡旋団体や孤児院に売り渡す手口もある¹³⁾。第5に、親類や実の片親が子どもを孤児院に持ち込む場合がある。南アジアでは親が女兒を遺棄することもある。一方の親がもう一方の親を騙して、あるいは暴力によって、その意に反して子どもを連れ去る手口もある¹⁴⁾。しかし、この場合には国際養子縁組を成立させることは困難であろう。第6に、債務を弁済するために子どもを取り上げられる事案もある。高利貸しが貧しい女性に金を貸し、子どもを孤児院に引き渡すように持ちかける場合もある。いずれの場合も、送出国に支払われる何千ドルもの国際養子縁組斡旋料が目当てである。たとえ債務が合法的であったとしても、このような手段で子どもを手に入れるのは非合法であり、誘拐であるが、多くの社会において貧しい者に対する犯罪は、往々にして罪に問われないものである¹⁵⁾。

確かに、たとえ養子縁組を斡旋してもらう際に国際養子縁組斡旋団体によって違法行為が行われているとわかったとしても、子どもを欲しがらる養父母は、養子欲しさにそうした違法行為に目を背けることも考えられる。また、自分たちが実行行為に加わらなければ、違法行為に大金を支払うことも考えられる。チャイルド・ロンダリングによる国際養子縁組は、こうした養父母の心理につけ込んだ犯罪でもある点で悪質である。

第3節 カンボジアにおける人身取引

筆者は、2003年から2004年にかけて現地調査にもとづいて、カンボジ

11) *Ibid.* p.121

12) *Ibid.* p.122

13) *Ibid.* p.122-123

14) *Ibid.* p.123

15) *Ibid.* p.124

アにおける人身取引の背景と構図を「長期にわたる内戦と国際的孤立を背景に、貧困と荒廃が深刻化した農村を舞台に、地域社会や家族の絆が弱体化した状況の下で、都市における自由化と市場経済化が急速に進行する過程で性産業市場が形成されたことを契機として、農村の女性や子どもが売春強要目的にトラフィッキングされるという構造を有する。さらに、経済発展の先行している隣国タイの性産業市場へ、またベトナム南部諸省からカンボジアの性産業市場への吸引要因も存在する」と説明した¹⁶⁾。すでにカンボジアの国際的孤立は内戦の終結によって解消されたものの、現在もこうした基本的な背景や構図は変わっていない。むしろグローバル化した市場経済の浸透とインターネットをはじめとするコミュニケーション技術の発達、農村と都市の所得格差が拡大する一方で、外国やカンボジア国内の都市での雇用機会の拡大と伝統的、閉鎖的な農村社会から都市に教育や雇用の機会を求める農村若年層の都市への移住、就職願望を加速させた。他方で、人身取引の目的が従来の売春強要目的から海外での強制労働目的を含めて多様化していることは、すでに述べた通りである。

カンボジアにおける人身取引の最新状況について、アメリカ国務省が毎年公表する『人身取引報告書』の2016年版は、カンボジアは、人身取引の発生国であり、かつ被害者の経由国であり、また被害者の最終移送目的国であり、政府による対策が充分ではなく、人身取引が頻繁に行われているとして3年連続で「第2階層（Tier 2）」と位置付けたが、3年ぶりに要監視対象国（Watch List）の指定は解除した¹⁷⁾。

また、UNODCが2013年に公表した報告によれば、タイ・カンボジア国境検問所のあるポイペトでタイから不法就労者として退去強制されてきた400人のカンボジア人男女うち23%が人身取引被害者の疑いがあり、8%は明らかに人身取引の被害者であった¹⁸⁾。さらに、タイに移送される人身取引被害者は、水産加工業で強制労働させられる事案が増加していることから、UNODCは、男性の人身取引被害リスクが高まっていることに懸

16) 四本健二（2004）「カンボジアにおける社会問題と法——トラフィッキング取締法制の展開を中心に——」天川直子編『カンボジア新時代』、日本貿易振興機構アジア経済研究所、184頁

17) U. S. Department of State (2016) *Trafficking in Persons Report*, p.119

18) UNODC (2013) *Victim Identification Procedures in Cambodia*, p.22

念を示している¹⁹⁾。他方、UNODCは、成人女性と女兒が毎年数千人規模でマレーシアに移送され、主に裕福な家庭での家政婦として酷使されていると推定している²⁰⁾。さらに人身取引ブローカーが児童福祉施設関係者を装って国際養子縁組を斡旋し、カンボジア人乳児を養子として海外に送り出している事案があることに初めて言及した。

カンボジアにおける人身取引の最新動向についてUNODCは、被害者の成人男女および子どもの移送先が、アジア地域はもとより、中東地域にまで急速に広がりつつあり、人身取引の目的も売春強要から水産加工業、農業、建設現場、工場での強制労働などへと多様化している、と指摘する。なかでも中国人男性との結婚斡旋を口実に中国に誘い出された挙げ句に工場で強制労働させられ、また売春を強要される事案、タイに誘い出されて遠洋漁船に乗せられ、長期間働かされる事案が目立ち、インドネシア、モーリシャス、フィジー、セネガル、南アフリカでカンボジア人被害者が救出されたことを明らかにした²¹⁾。また、人身取引被害者の経由国としてベトナム人被害者がカンボジアを経由してタイ、マレーシアに移送されていると指摘する²²⁾。こうした違法越境を伴う人身取引には腐敗したカンボジア、タイ、マレーシアの公務員が関与して違法越境を手助けし、人身取引ブローカーと公務員とのあいだには密接な利害関係があると推認される。

小括

みてきたように、カンボジアにおける人身取引は、グローバル化した市場経済の浸透によって拡大した農村と都市の経済格差を背景に、外国や都市での雇用機会の増大と伝統的、閉鎖的な農村社会から都市に教育や雇用の機会を求める農村若年層の都市への移住願望などを吸引要因として増加傾向にある。また、その目的も従来の売春強要目的から海外での強制労働目的を含めて多様化しており、それらの就労現場も建設現場、工場、水産加工場、遠洋漁船、家事労働などに多様化している。

19) *Ibid.*

20) *Ibid.*

21) *Ibid.*

22) *Ibid.*

また、人身取引の手口も巧妙化し、スモーリンが分析したように国際養子縁組の制度を利用して、外見上は合法的に海外の養父母に国際養子縁組を斡旋すると見せかけて、孤児に仕立て上げた子どもを海外に移送するチャイルド・ロンダリングという悪辣な手口が横行している。

第2章 カンボジアにおける人身取引取締法制の展開

第1節 人身取引取締（1996年）法の制定

1993年に制定されたカンボジア王国憲法は、人身取引について明文の規定をもつ。すなわち、第46条は、「人身取引、売春及び女性の尊厳を傷つける猥褻行為による搾取は、禁止する」ことを定め、第48条では「国家は、子どもの権利条約が規定する子どもの権利、特に生存の権利、教育に対する権利、武力紛争における保護を受ける権利を保障し、経済的及び性的搾取から保護する。国家は、子どもの教育の機会又は、福祉を損なう行為から子どもを保護する」ことを定めた。しかしながら、同憲法の人身取引禁止規定が、売春強要をはじめとする性的搾取規制と強く結びついていること、および子どもの有害労働をはじめとする経済的、社会的、性的搾取の防止が強調されていることは、当時の人身取引と売春強要を同一視する認識に由来する保護の限界を示すものであった。

カンボジアにおいて人身取引の法的取締が開始されるのは1996年のことである。人身取引の拡大と深刻化を懸念した国連人権センター・カンボジア事務所（現・国連人権高等弁務官事務所・カンボジア事務所）等の働きかけによって、同年1月に国民議会は「誘拐、人身取引及び人間の搾取の取締に関する法律」（以下、1996年法）を採択し、同法は、同年2月26日に公布・施行された²³⁾。

1996年法は、5章10か条からなり、「人を取引し、又は搾取する目的でこれを略取し、又は誘拐することを防止し、もって善良の民族の伝統を回復向上させ、人としての尊厳の保障並びに国民の健康及び福祉の向上に寄

23) 四本健二（2004）「カンボジアにおける社会問題と法—トラフィッキング取締法制の展開を中心に—」、天川直子編『カンボジア新時代』、日本貿易振興機構アジア経済研究所、212-214頁所収の邦訳を参照のこと。

与すること」(法第1条)を目的とし、「何人も、カンボジア王国内外で人を取引し、又は搾取る目的でこれを略取し、又は誘拐してはならない」(法第2条)ことを定めた。第2章では「売春をさせる目的で、年齢、性別及び国籍並びに同意の有無に係わらず、金品その他財産上の利益を約束して人を勧誘し、又は脅迫し、若しくは睡眠薬等を使用して抗拒不能にさせてこれを略取し、又は誘拐した者は、10年以上15年以下の禁錮に処する」(法第3条第1項前段)とし、15歳以下の者に同様の行為を行った者は、15年以上20年以下の禁錮(同後段)とした。また、第3章「売春の斡旋」では売春斡旋の定義を定め(法第4条)、売春斡旋行為の処罰(第5条)を定める。さらに、第4章「淫行」において同意の有無に係わらず15歳以下の者との性行為を禁止した。

しかしながら、1996年法は、人身取引、淫行などのキーワードを明確に定義せず、立法目的に反して略取、誘拐が「売春をさせる目的」の場合にのみ罰則を設け、施行後も第9条の規定に反して施行細則が制定されないなど、多くの問題を残した²⁴⁾。

第2節 人身取引取締(2008年)法の制定

1996年法の不備は、制定当初から明らかであったが、当時の2大政党の対立が武力衝突に発展したため、1998年の国民議会総選挙まで内政は停滞を余儀なくされた。その後、国連での国際組織犯罪防止条約と人身取引防止議定書の起草作業に促されるかたちで、1999年に新法の起草作業が開始された。カンボジアは、2000年に採択された人身取引防止議定書を2005年12月に批准し、「人身取引及び性的搾取の禁止に関する法律」(以下、2008年法)が公布・施行されたのは、2008年2月であった。

2008年法は、9章52か条からなり、その構成は「総則」(第1章、第1～第7条)、「人の売渡し、買受け及び引渡し行為」(第2章、第8～第20条)、「監禁」(第3章、第21条、22条)、「売春及び幼児売春」(第4章、第23条～第27条)、「ポルノグラフィ」(第5章、第38条～第41条)、「15歳未満の者に対する淫行」(第6章、第42条～第44条)、「民事救済」(第7章、

24) 同上書、189-191頁参照

第 45 条～第 47 条)、「附加刑」(第 8 章、第 48 条、第 49 条)、「附則」(第 9 章、第 50 条～第 52 条)による。

2008 年法の意義は、第 1 に、「人の人権と尊厳を守り、市民の健康と福祉を増進し、崇高な民族の伝統を維持し」(法第 1 条前段)、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約及び、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書並びにカンボジアが批准した人身取引に関する国際文書又は合意を実施することを目的」(同後段)として国際組織犯罪防止条約とパレルモ議定書と同法との関係を明らかにした上で、国外犯規定(第 2 条)を設け、外国でカンボジア市民が被害者となった事案への適用を明記して属地主義の補則として属人主義、保護主義を採用して国際的な人身取引の取締に実効性を担保した点にある。第 2 に、2008 年法は、1996 年法の不備を修正して人身取引議定書その他の条約に即した内容を具えた点にある。すなわち、未成年者の定義を 18 歳未満として子どもの権利条約及び他の国内法との整合性を図り(法第 7 条)、「人の違法な連れ去り」(第 8 条)、「あらゆる形態の搾取」(第 10 条)、「人の違法な獲得」(第 12 条)、「人身取引」(第 13 条)、「売春及び児童売春」(第 23 条)、「売春周旋」(第 25 条)、「ポルノグラフィ」(第 38 条)、「児童ポルノグラフィ」(第 40 条)、「淫行」(第 43 条)の定義を明確にした。第 3 に、2008 年法は、第 7 章に「民事救済」をおき、人身取引契約の無効、人身取引を目的とする金銭貸借契約の無効を定め、(第 45 条)、加害者が人身取引によって得た不当利得を被害者に返還する責任、被害者の加害者に対する損害賠償請求権と不当利得返還請求権(第 46 条)を定めたことである。

第 3 節 人身取引取締に対する評価

2008 年法の制定から 10 年を経た今日、人身取引取締法制の運用はどのように評価されているのであろうか。アメリカ国務省の『人身取引報告書』の 2015 年版は、以下のような評価を下している。すなわち、『報告書』は、カンボジア政府が人身取引の摘発状況についての統計を公表していないものの、41 人が性的搾取に係わったとして、また、12 人が強制労働に係わったとして少なくとも 53 人の被疑者が 2008 年法または刑法に抵触した容疑

で起訴され、このうち22人が性的搾取によって、7人が強制労働によって有罪判決を受けたとし、昨年同時期に人身取引の罪で有罪判決を受けた18人よりも増加したと評価している。有罪判決を受けた被告人の刑期は2年から15年である。

また、2014年4月には数百人に上るカンボジア人男性を水産加工施設で強制労働させたとして台湾人6人が有罪判決を受けている。さらに、外国人観光客12人が児童買春の容疑で逮捕され、このうち2人が有罪判決を受けたほか、カンボジア人7人が同じく児童買春によって有罪判決を受けている。しかしながら『人身取引報告書』は、第1に、カンボジアの司法当局は、2008年法の適用に不慣れな結果、刑法の関連罰条を適用していること、第2に、広範な公務員の腐敗が人身取引の摘発を困難にしており、その一例として2011年に汚職の罪で有罪判決を受けたプノンペン市警察本部の人身取引取締責任者が最高裁判所の非公開審理によって有罪判決を破棄されたと批判している²⁵⁾。

さきに挙げたアメリカ国務省の『人身取引報告書』の2016年版においては、引き続きカンボジアを人身取引の発生国かつ被害者の経由国、被害者の最終移送目的国であると位置付けた²⁶⁾。人身取引の摘発について、政府は公式に統計を公表していないが、少なくとも69人の被疑者が起訴され、そのうち少なくとも43人が有罪判決を受けたことを評価している。しかしながら、依然として司法手続が被害者の証言に依拠していることから、捜査の導入を勧告し、公務員の汚職を批判している²⁷⁾。また、被害者の保護について『報告書』は、政府がNGOの協力を得て、タイ・カンボジア国境に一時的なシェルターを開設し、タイから送還された100人あまりの人身取引被害者を保護したことを評価する。また、別のNGOの協力を得て、ASEAN各国のほか南アフリカ、パプア・ニューギニア、サウジアラビアなどから857人の被害者が帰国したが、それらの多くは遠洋漁船で強制労働させられていた成人男性であることから、こうした国々に置かれたカンボジアの在外公館の領事業務の強化が課題として指摘されている。以上のように、状況に改善の兆しがあることから、アメリカ国務省は、

25) U. S. Department of State (2015) *Trafficking in Persons Report*, p.111

26) *op.cit.*, U. S. Department of State (2016), p.119

27) *Ibid.* p.120

カンボジアを「第2階層（Tier 2）」と位置付けたが、要監視対象国と位置付けることは避けたものと考えられる。

小括

みてきたように、カンボジアにおいて人身取引の法的取締りが開始されるのは1996年法の採択によってであるが、同法は、人身取引、淫行などのキーワードを明確に定義せず、立法目的に反して略取、誘拐が「売春をさせる目的」の場合にのみ罰則を設け、施行後も第9条の規定に反して施行細則が制定されないなど、多くの問題を残した。これにかわる2008年法制定の意義は、1996年法の不備を大幅に修正して人身取引議定書その他の条約に即した内容を具えた点にある。アメリカ政府は起訴、有罪件数の増加を歓迎しながらも司法当局における同法の運用をめぐる周知不足と公務員の腐敗が人身取引の摘発を困難にしていると批判している。このことから、カンボジアにおける人身取引規制は、法律の執行を期待されている公務員が自ら人身取引に関与しているという点で深刻な問題に直面しているといえよう。

第3章 カンボジアにおける国際養子縁組制度

第1節 カンボジアにおける国際養子縁組の動向

カンボジアにおける国際養子縁組は、国内情勢が安定した1990年代の末から急速に増加し、1998年に年間を通じて249人だった養子の送り出し数は、2001年には「毎月100人」²⁸⁾にまで急増した。この背景には、国際養子縁組の斡旋が野放しになっており、私的な斡旋団体の活動をカンボジア政府が適切に規制していなかったために、斡旋団体による養子の斡旋

28) Dillom, Sara (2003) *MAKING LEGAL REGIMES FOR INTERCOUNTRY ADOPTION REFLECT HUMAN RIGHTS PRINCIPLES: TRANSFORMING THE UNITED NATIONS CONVENTION ON THE RIGHTS OF THE CHILD WITH THE HAGUE CONVENTION ON INTERCOUNTRY ADOPTION*, Boston University International Law Journal, Vol.21, p.244

が簡単な手続きですすめられたことが考えられる²⁹⁾。一方でこうした状況が斡旋団体による利益の追求、ひいてはチャイルド・ロンダリングを引き起こす背景となったが、ロンダリングされた子どもの実数は把握することはできない。他方でカンボジア側にも国際養子縁組を受け入れる素地がある。スモーリンは、一般にチャイルド・ロンダリングの発生する社会に共通する特徴として、社会に蔓延する貧困と格差、先進国の養父母からみて国際養子縁組にかかるコストの安さ、貧しい家庭が何らかの施設に子どもの養育を託す社会的慣習、悪質な国際養子縁組斡旋団体と結託する現地の中産階級出身者が貧困層の暮らしを見下し、国際養子縁組を通じて貧困層の子どもに幸せな未来を提供しているという罪悪感のなさ、公務員の給与の低さに起因する汚職の蔓延、そして行政機関の能力の低さを指摘する³⁰⁾。

しかしながら、以下に紹介するように、2001年に発覚した国際養子縁組に偽装した大規模な人身取引事件によって、アメリカ政府は、カンボジアからの養子の受け入れ停止に踏み切った。この措置を受けて、カンボジアからの主要な養子受入国であったフランス、オランダ、スイス、ベルギーが相次いでカンボジアからの養子の受け入れを停止し、イギリスも2004年6月にカンボジアからの国際養子縁組を停止した。これにより、多くの国においてカンボジアとの国際養子縁組は、事実上不可能になった。そこで、従来の国際養子縁組の慣行を根本的に改善することを迫られたカンボジア政府は、第1に、「国際養子縁組に関するこの保護及び協力に関する条約」（以下、ハーグ条約）の批准を急ぐとともに、第2に、ユニセフの支援を受けて国際養子縁組法制の整備に着手し、第3に、2009年に自ら国際養子縁組の停止を宣言した。その後、この停止宣言は、2013年12月に解除されたが、主要な養子縁組受入諸国による養子縁組停止措置は未だ解除されていない。

こうした事態の発端は、2001年12月19日、アメリカABC放送の報道番組「20/20」が国際養子縁組のためにカンボジアに渡航した12組のアメリカ人夫婦に対して、連邦移民帰化局（現・市民権移民局）が申請後2か月にわたってカンボジア人養子の査証を発給していないと報じたことに始

29) *Ibid.*

30) *Op.cit.*, Smolin, pp.127-130

まる。また、移民帰化局は、子どもが人身取引されたか実父母の元から誘拐された可能性があり、国際養子縁組可能な孤児ではないとして査証申請を却下したことを明らかにした³¹⁾。さらに番組が放送された2日後、移民帰化局は、アメリカとカンボジアとの間の国際養子縁組を一時停止することを発表した。上記の12組の養父母と養子縁組の成立した13人のカンボジア人養子には人道的見地からアメリカへの入国を認めた。他方で、カンボジア国内では地元英字紙が、2人の子どもを150米ドルで売ってしまったと主張する母親が、子どもを取り戻したいと人権NGOに助けを求め、NGOが、ただちにプノンペンに人身取引団一味がおり、上記の2人を含む10人の乳児と2人の幼児を拘束していることを暴いたと報じた³²⁾。

上記の報道を端緒として、NGOから通報を受けたアメリカ国土安全保障省移民関税執行局は、アメリカ市民やアメリカ企業が人身取引に関与している疑いを認知し、2002年3月に司法省刑事局、内国歳入庁、在カンボジア大使館とともに「幻滅作戦（Operation Broken Hearts）」と名付けた大規模な捜査に乗り出した。その結果、1997年1月から2001年12月までのあいだに査証の不正取得、メールやファックスの偽造、マネー・ロンダリング、外国公務員への贈賄によって、アメリカ人孤児院経営者が養父母との国際養子縁組と称して約700人ものカンボジア人乳幼児をアメリカに入国させ、800万ドルの利益を得ていたことを突き止めた³³⁾。

その手口は、スモーリンが整理したように、善意の孤児院経営者を名乗る人身取引ブローカーが農村にリクルーター網を構築し、乳幼児を売りそうな実父母を見つけさせる、というものである。リクルーターは、子ども1人につき50ドルの報酬で、買い取れそうな乳幼児の情報を人身取引ブローカーに連絡し、人身取引ブローカーが実父母と交渉して20から200ドルの現金と15キロ程度の米と引き換えに乳幼児を買い取る。その口實は、実父母には有名なNGOがカンボジア国内で子どもを預かって教育と医療を受けさせる、子どもは学校に通うことができ、いつでも子どもと面

31) Wittner, Kelly M. (2003), *CURBING CHILD-TRAFFICKING IN INTERCOUNTRY ADOPTIONS: WILL INTERNATIONAL TREATIES AND ADOPTION MORATORIUMS ACCOMPLISH THE JOB IN CAMBODIA?*, PACIFIC RIM LAW & POLICY JOURNAL, Vol.12 No. 2 pp.595-596

32) The Phnom Penh Post, January 21, 2002

33) Immigration and Customs Enforcement, United States Department of Homeland Security (2004), *Background Operation Broken Hearts*, p.1

会することができ、いつでも子どもを手元に引き取ることもできる、あるいはアメリカの裕福な夫婦が子どもを引き取り、実父母は終生定期的に経済的援助と子どもの近況を知らせる写真を受け取ることができ、子どもが成人すれば、アメリカに移民として呼び寄せてくれる、まずは子どものために現金と米を差し上げよう、などと言い含めて実父母を騙すものであった³⁴⁾。そして人身取引ブローカーは乳幼児に血液検査を受けさせ、AIDSまたは肝炎の陽性反応が出た場合は、子どもを実父母の元に戻し、検査の結果が陰性であった場合のみ、実父母には現金が支払われ、子どもには新しい名前と履歴が与えられ、偽造した出生証明書が準備される。他方で、孤児院経営者らは、アメリカ国内で国際養子縁組斡旋会社を設立して養父母から養子縁組成立1件につき、3,500ドルの斡旋料を受け取っていた³⁵⁾。

上記の事件では、アメリカ人孤児院経営者らが逮捕・起訴され、ワシントンDC連邦地方裁判所で2004年11月19日に判決が言渡された。被告人は査証の不正取得、マネー・ロンダリング、不正送金の罪で禁錮1年6月、執行猶予3年、労働奉仕300時間、追徴金6万ドル、140万ドル相当のハワイの住宅および2万5000ドル相当の乗用車没収の判決を受け、刑が確定した。

第2節カンボジアにおける国際養子縁組法制の成立

2000年代初頭に主な国際養子縁組受入国から国際養子縁組の停止を言渡されたカンボジア政府は、国際養子縁組制度の抜本的な改革を迫られることとなった。その結果、制定されたのが「国際養子縁組に関する法律」(以下、国際養子縁組法)と一連の大臣会議令および省令である³⁶⁾。

この国際養子縁組法制定以前は、国際養子縁組は、1989年に制定された「婚姻及び家族に関する法律」(以下、婚姻家族法)とその下で2000年代に制定されたわずかに3つの社会福祉・退役軍人・青少年更正省令によって規律されていた。すなわち、1989年にベトナムの支援を受けて制定さ

34) *Ibid.*, p.2

35) *Ibid.*

36) 本稿で示す国際養子縁組法、大臣会議令及び省令の内容は、2014年6月30日から7月2日までカンボジアで行われた国際養子縁組ワークショップにおいてSK&P Law Firmから提供された非公式英語訳に依った。

れた婚姻家族法は、5章 122 か条からなるが、当事者の婚姻の意思を法的に実現するというよりも、クメール・ルージュ政権下で崩壊した家族制度の再建、内戦によって生じたひとり親家庭の減少と減少人口の回復、医療保健インフラの脆弱な社会における感染症対策という立法目的を前面に押し出したものであった。このうち養子縁組については、第 4 章に 6 か条の規定をおき、養父母による養子縁組（第 108 条）、養父母が 25 歳以上であり、養子との年齢差が 20 歳以上であること（第 109 条第 1 項）、養父母はカンボジア国籍または外国籍であること（同条第 2 項）、養子は 2 人以内とし、8 歳未満であること（第 110 条）、養子縁組には養子の実父母または監護権者の同意を要し、孤児である場合には村人民委員会の同意を要すること（第 112 条）、養子縁組は養父母の住所地の村人民委員会に登録すること（第 113 条）などが定められた。なお、1993 年憲法施行後もこの婚姻家族法はただちに改正されず、民法が 2011 年に適用開始されるまで効力を有した。

この婚姻家族法の下で、まず、4 章 16 か条からなる「孤児の国際養子縁組に関する大臣会議令 ANKr.BK29 号」が 2001 年 3 月 14 日に公布された。このうち外国人養父母の資格は、養父母がともに 25 歳以上 55 歳未満であること、または養父または養母が独身である場合は 40 歳以上 50 歳未満であること、養父母の実子が 2 人以下の場合に 2 人まで養子縁組できることが定められた（第 3 条）。他方で養子については、国立孤児院または社会福祉・退役軍人・青少年更正省の施設に 3 か月以上継続して保護され、出生証明書および国立病院の医師が発行する健康診断書を所持する 8 歳未満の乳児または孤児の幼児に限られた（第 5 条）。養子縁組の手続は、養父母となりたい者が外務・国際協力省を通じて社会福祉・退役軍人・青少年更正省に対して自国政府機関が発行する家族関係、財産および職業に関する証明書と養子縁組申請書を提出し（第 3 条）、外務・国際協力省が、申請者の国籍国の在カンボジア大使館に照会して審査した後にその結果を 15 日以内に社会福祉・退役軍人・青少年更正省に通知し（第 7 条）、社会福祉・退役軍人・青少年更正省においてあらためて書面審査するとともに、申請者と養子として縁組したい子どもとの面会を準備し、2 か月以内に双方の合意を確認する（第 6 条）というものであった。その後申請者と実父母または孤児の監護権者の合意文書を社会福祉・退役軍人・青少年更正大

臣から大臣会議に提出し、承認が得られれば、15日以内に大臣会議から社会福祉・退役軍人・青少年更正大臣、外務国際協力大臣を経由して申請者にカンボジア政府の決定が通知されるというものであった（第9条）。また、申請者には、社会福祉・退役軍人・青少年更正省に「慈善的寄付」が求められた（第13条）。この大臣会議令を受けて同年4月3日には、社会福祉・退役軍人・青少年更正省社会福祉局児童課および各州社会福祉・退役軍人・青少年更正局が国際養子縁組事務を所管することを定めた9か条からなる「孤児の国際養子縁組の申請書及び手続に関する社会福祉・退役軍人・青少年更正省令 SKBY074号」が公布された。また、2008年12月16日にはハーグ条約の批准（2007年）に対応するために、社会福祉・退役軍人・青少年更正大臣が発行する国際養子縁組証明書の書式を定めた「国際養子縁組証明書の書式に関する社会福祉・退役軍人・青少年更正省令 SMY201号」が公布されたが、これ以後、2009年に国際養子縁組法が制定されるまでのあいだ、国際養子縁組に関する法令は公布・施行されていない。

結局のところ、婚姻家族法の下で構築された2001年大臣会議令以下の国際養子縁組法制は十分に機能することはなかった。その結果、養父母の善意を食いものにする国際養子縁組斡旋ビジネスが生まれ、子どもの調達手段としての人身取引と前節で紹介した事件をはじめとするチャイルド・ロンダリングの横行を許すこととなった。このことから国際養子縁組法制の構築に失敗したのは、以下の4つの理由によるものと考えられる。

第1に、2000年代初頭の発展途上国への援助に関する国際的議論の動向は、国連ミレニアム開発目標（MDGs）をいかに達成するか、そのためにどのような援助を展開するかということに関心が向けられており、成人識字率や乳幼児死亡率といった数値化された開発目標の埒外におかれた国際養子縁組制度とチャイルド・ロンダリング問題は、国際社会において国際組織犯罪防止の文脈においても活発に論じられていなかった。

第2に、当時の対カンボジア援助の動向は、上記の開発目標の達成とそのための援助の条件とされた、軍事費の抑制と除隊兵士対策を中心とする国軍改革、外国投資家の紛争リスク低減や独立した司法の確立を目指す司法改革、公務員数の削減と行政機関の人事管理と予算管理の適正化を目指す行政改革、土地の所有・利用制度の改善と土地の商品化を促進する土地

改革の必要性が強調され、ドナーの関心も自ずとそれらに向けられていた。

第3に、カンボジアの内政面では、2003年の国民議会議員総選挙後に連立与党間の権力闘争から1年間にわたって新たな政府を組織することができず、2004年7月ようやく組織された政府は、両党の妥協を図るために各省における大臣、国務長官、国務次官の大量政治任用と大規模な省庁再編が行われた結果、政府全体が混乱の渦中にあった。社会福祉・労働省もまた、2004年に労働部門を切り離して労働・職業訓練省とする一方、女性・退役軍人省から退役軍人部門を編入し、青少年部門を加えて社会福祉・退役軍人・青少年更正省として再編されたことで所掌事務に混乱と停滞をきたしていた。

第4に、カンボジアの立法面では、民法の起草作業が進められていたことから、さしあたり社会主義政権下で制定された婚姻家族法に則した省令が施行されたが、政府の役割に重きをおく婚姻家族法は、私的な国際養子縁組斡旋団体の出現を想定していなかった。

第3節 カンボジアにおける国際養子縁組法の展開

こうした状況の下で国際養子縁組法は、国際養子縁組の急増を懸念したユニセフの支援を受けて2001年に起草作業が開始され、第3回国民議会総選挙とその後1年にわたる内政の混乱（2003～2004年）、第4回国民議会総選挙（2008年）を経て、2009年ようやく公布・施行された。

同法は、10章58か条からなり、その構成は第1章「総則」（第1～4条）、第2章「国際養子縁組の一般原則」（第5条）、第3章「国際養子縁組を所管する中央当局」（第6～9条）、第4章「養子縁組の条件」（第10～21条）、第5章「養子縁組手続」（第22～40条）、第6章「養子縁組の効果」（第41、42条）、第7章「処分の告知及び養子縁組後の手続」（第43～46条）、第8章「認可」（第47～53条）、第9章「罰則」（第54～56条）、第10章「附則」（第57、58条）による。

国際養子縁組法の意義は、国際養子となる子どもの最善の利益と権利を擁護することを目的に国際養子縁組の原則、条件、手続を定め、従前は曖昧であった用語の定義を確定したことにある（第1章）。その上で国際養子縁組の一般原則として①子どもが実父母の下で愛情と幸福によって育ま

れ、全人格的な成長を遂げることを前提に、あらゆる可能性を考慮したうえで国際養子縁組を行うこと、②養子となる子どもが養父母の実子と同様の地位と権利を有すること、③養子となる子どもまたはその実父母が人種、性別、母語、信教、出生、門地、政治的傾向もしくは障害によって差別されないこと、④国際養子縁組に関与する機関は、国際養子縁組が養子となる子どもの最善を考慮し、養子となる子どもの意思を尊重すること、⑤営利目的に実父母に子ども（胎児を含む）を国際養子縁組のために遺棄することを教唆すること、営利目的に実父母と養父母となりたい夫婦を仲介すること、営利目的に国際養子縁組のために妊娠・出産することを受諾した女性と養父母となりたい夫婦を仲介することを禁止すること、⑥国際養子縁組に関与する機関は、縁組が誘拐や人身取引によらないことを確保し、寄付行為の受入は法によることを定めた（第2章）。

また、国際養子縁組法は、あらためて社会福祉・退役軍人・青少年更正省を国際養子縁組の中央当局とし、その下に国際養子縁組局を設置して政府の国際養子縁組に対する関与を強化し、中央当局の役割と手続を明確にした（第3、4章）。その上で、悪質な国際養子縁組斡旋団体を排除するために、国際養子縁組斡旋団体は、受入国において政府の認可を受けた非営利団体であることとし、団体及び非政府機関法ほかの関係法令に基づいて外国法人の場合は外務・国際協力省、カンボジア法人の場合は内務省に登録された後に中央当局に国際養子縁組斡旋団体としての認可申請することとし、国際養子縁組斡旋団体には孤児院の経営、利用を禁じ（第48、49条）。中央当局に提出した役職員のみが国際養子縁組斡旋団体を代表して業務に従事できることとして、国際養子縁組斡旋団体と孤児院の分離を図り、また、国際養子縁組の斡旋に関わる個人の管理を強化した（第52条）。

さらに、罰則として営利行為、実父母と養父母の双方代理、営利目的に養子となる子を妊娠することを女性に承諾させる行為、脅迫、詐欺、欺罔によって実父母に養子縁組を承諾させる行為、養父母を募る目的で子どもの履歴や写真を公表するなどの宣伝行為、業務上知り得た秘密を中央当局の許可なく公表する行為、公務員に対する贈賄行為について国際養子縁組斡旋団体の認可の停止または取消し、もしくは認可更新の拒否を盛り込み、無認可の団体による国際養子縁組斡旋行為および国際養子縁組斡旋団体による孤児院の経営または利用に対して100万リエルから1000万リエル（2

万 5000 円から 25 万円相当) の反則金を科すこととした (第 54、55 条)。

ところで、司法省は JICA の支援を受けて 1998 年から民法、民事訴訟法の起草に着手し、民法は 2007 年 12 月 8 日に公布、憲法の規定に基づいて自動的に 2 週間後に施行され、2011 年 21 月 21 日にその適用が開始された。この民法は、養子縁組について第 7 編 (親族) 第 4 章 (親子) 第 2 節 (養子縁組) 第 1 款に完全養子縁組 (第 1004 ~ 1016 条)、第 2 款に単純養子縁組 (第 1017 ~ 1030 条) をおく。そこで、社会福祉・退役軍人・青少年更正省は、民法の適用開始が間近に迫った 2011 年 8 月 4 日に国際養子縁組法の基づく国際養子縁組斡旋団体の認可手続に関する省令 1857SVY 号を発出した。同省令は、養親を代理して活動する斡旋団体を国際斡旋団体とカンボジア国内斡旋団体の 2 類型に分類するが、ハーグ国際養子縁組条約 (第 11 条、第 12 条、第 22 条 2 項) に則してともにカンボジアと受入国双方において中央当局からの認可を要することを定めた。また、同年 12 月 9 日に各国政府に対して国際養子縁組に関する 2 国間協定に関する通知 078SVY 号を発して、①カンボジアと国交を有し、ハーグ条約の締約国であって、国際養子縁組についてカンボジア政府と協力する意思のある政府は、国際養子縁組法に則した 2 国間交渉を開始すべく中央当局に対して連絡をすること、②カンボジアと国交を有し、ハーグ条約の締約国ではないものの、国際養子縁組についてカンボジア政府と協力する意思のある政府は、カンボジア外務・国際協力省の承認を得た後に、国際養子縁組法に則した 2 国間交渉を開始すべく中央当局に対して連絡をすることを求めた。その上で社会福祉・退役軍人・青少年更正省と経済・財政省は 2012 年 12 月 28 日に国際養子縁組の認可料に関する共同省令 11007SHV.BrK 号を発出し、国際養子縁組斡旋団体の認可料 (2 年間有効、3000 万円) と更新手数料 (2 年間有効、500 万円) を定め、さらに同日付けで、国際養子縁組斡旋団体の認可事務に対する認可料収入の配分に関する社会福祉・退役軍人・青少年更正省・経済・財政省共同省令 100SHV.BrK 号を発出し、認可料収入の 10% を国庫に納め、89% を社会福祉・退役軍人・青少年更正省に、1% を経済・財政省に配分することを決定した。さらに、2013 年 1 月 31 日には中央当局の組織及び機能に関する社会福祉・退役軍人・青少年更正省令 249MoSVY 号を公布して省内に大臣を委員長とする国際養子縁組委員会を設置し、国際養子縁組行政の枠組みを明確化

するとともに、同日、国際養子縁組局の組織及び機能に関する社会福祉・退役軍人・青少年更正省令 250MoSVY 号を公布して中央当局内部の所掌事務と責任の所在を明確にした。

小括

カンボジアにおける養子縁組制度は、2000年代初頭の制度設計の失敗を踏まえて、国際養子縁組法の制定を契機として、悪質な国際養子縁組斡旋団体を排除し、チャイルド・ロンダリングを防止することに重点を置いて整備された。その特徴は、第1に、国際養子縁組斡旋団体を、受入国政府の認可があることを前提としてカンボジア国内法に即して登記・登録させた上で、中央当局の認可を受けさせ、さらに国際養子縁組斡旋業務に関わる役職員も登録させることで悪質な国際養子縁組斡旋団体や養子縁組ブローカーの関与を防止したことである。第2に、国際養子縁組法に豊富な罰則規定を列挙することで、営利目的の違法行為を明確にした。第3に、国際養子縁組斡旋団体による孤児院の運営と利用を禁止して国際養子縁組斡旋団体ひいては養父母となる者と養子となる子の直接・間接の接触を中央当局の管理下に置いた点である。

おわりに

カンボジアにおける人身取引とチャイルド・ロンダリングは、依然として深刻な状況にある。しかしながら、カンボジアは国際的にはパレルモ議定書やハーグ条約の締約国となり、国内的には国際養子縁組関連法令を整備して、国際養子縁組のプロセスの適正化を図っている。しかしながら、それでもなお以下のような問題を指摘することができる。第1に、国際的には、カンボジア政府は、国際養子縁組の停止措置を2013年12月に解除したものの、受入国政府との協定はイタリアを除いて締結されておらず、カンボジアは依然として国際養子縁組制度から閉め出されている。第2に、国内的には民法が適用開始され、国際養子縁組斡旋団体の登記は可能になったものの、団体及び非政府機関法はNGOの反対で未だ制定されておらず、国際養子縁組斡旋団体の内務省または外務・国際協力省への登録が

できないことから国際養子縁組法が想定した制度の実施は完全なものではない。

参考文献

- 波多野里望（1994）『逐条解説児童の権利条約』、有斐閣
- 四本健二（2004）「カンボジアにおける社会問題と法——トラフィッキング取締法制の展開を中心に——」天川直子編『カンボジア新時代』、日本貿易振興機構アジア経済研究所
- Dillom, Sara（2003）*MAKING LEGAL REGIMES FOR INTERCOUNTRY ADOPTION REFLECT HUMAN RIGHTS PRINCIPLES: TRANSFORMING THE UNITED NATIONS CONVENTION ON THE RIGHTS OF THE CHILD WITH THE HAGUE CONVENTION ON INTERCOUNTRY ADOPTION*, Boston University International Law Journal, Vol.21
- Gallagher, Anne T.（2010）, *The International Law of Human Trafficking*, Cambridge UP, The Phnom Penh Post, January 21, 2002
- Smolin, David M.,（2005）*Child Laundering: How Inter-country Adoption System Legitimizes and Incentivizes the Practices of Buying, Trafficking, Kidnapping, and Stealing Children*, (<http://law.bepress.com/expersso/eps/749>)
- UNODC（2013）*Victim Identification Procedures in Cambodia*
- UNODC（2014）*Global Trafficking in Person Report*
- U. S. Department of Homeland Security, Immigration and Customs Enforcement（2004）, *Backgrounder Operation Broken Hearts*
- U. S. Department of State（2016）*Trafficking in Persons Report*
- Wittner, Kelly M.（2003）, *CURBING CHILD-TRAFFICKING IN INTERCOUNTRY ADOPTIONS: WILL INTERNATIONAL TREATIES AND ADOPTION MORATORIUMS ACCOMPLISH THE JOB IN CAMBODIA ?*, *PACIFIC RIM LAW & POLICY JOURNAL*, Vol.12 No. 2

